

掛川市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（介護分）について

- (1) 目的 急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、介護サービスの安定的な提供を継続できるよう支援給付金を交付する。
- (2) 対象及び給付額 令和5年10月1日時点で指定を受け、給付金受給後、事業を継続する意思がある市内事業所等が対象です。なお、申請時において休止・廃止しているものは含みません。
- | | | |
|------|-----------|-----|
| ・入所系 | 利用定員1人につき | 8千円 |
| ・通所系 | 利用定員1人につき | 4千円 |
| ・訪問系 | 1事業所あたり | 3万円 |
| ・相談系 | 1事業所あたり | 3万円 |
- ※ 詳細は、「掛川市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（介護分）交付要綱」別表1（第3関係）をご覧ください。
- ※ 上限はありません。県の支援金を受けていても物価高騰の影響を受けている事業所等は申請可能です。
- ※ 掛川市福祉施設等物価高騰対策支援給付金（障害分）の交付対象となった事業所等については、介護分の交付対象には該当しないものとします。
- (3) 申請受付期間 令和6年1月9日（火）から令和6年1月31日（水）まで（必着）
- (4) 手続き
- ① 事業所等は、様式第1号（交付申請書）を、別紙様式1～4、振込金融機関の口座を確認できる通帳の写しとともに長寿推進課へ紙で提出（直接または郵送）してください。
※ 代表者名の横に法人等の印を押印いただくか、自署による申請をお願いします。
 - ② 事業所等を運営する法人等は、市内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて、一括して交付申請書を提出してください。
 - ③ 市は、申請に基づき、交付決定兼交付確定を行い、給付金を交付します。
- (5) その他
- ① 給付金の使途は指定しませんが、価格が高騰している電力やガスなどの使用料に充てていただくことをお願いします。
 - ② 物価高騰の影響が説明できる帳簿及び証拠書類等を5年間保管し、市が求めた場合は検査に応じてください。

担当：掛川市健康福祉部長寿推進課（高齢者政策係 湯川）

電話：0537-21-1363

FAX：0537-21-1163

メール：choju@city.kakegawa.shizuoka.jp